

9月定例教育委員会会議 議事録

令和元年9月5日
午後3時30分開会
さんくす3番館4階大会議室

出席委員

原田勝 教育長
和泉慎次 委員
和田光代 委員

谷口学教育長職務代理者
安達友基子 委員

欠席委員

福田知弘 委員

出席説明員

橋本敏子 学校教育部長
道場久明 学校教育部次長兼教育総務室長兼務
落俊哉 地域教育部次長
橋本健一 保健給食室長
前田隆男 青少年室長
市川泉 教育政策室参事
長八七代 中央図書館長
坂原元一 文化財保護課長
小林貴美子 保育幼稚園室参事
藤井寿興 放課後子ども育成課主幹
遠藤将博 保育幼稚園室主査

大江慶博 教育監
植田聡 学校教育部次長指導室長兼務
生駒靖子 教育政策室長
草場敦子 教育センター所長
中村美和 教育総務室参事
中西多恵子 指導室参事・指導主事
桑名裕子 地域教育部参事
林勝放 課後子ども育成課長
曾我明史 教育政策室主幹
松永智美 保育幼稚園室主幹

記録者

上田祥代 教育政策室主幹

9 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 議 事 録

午後 3 時 3 0 分 開 会

原田勝教育長

ただ今から 9 月定例教育委員会会議を開催いたします。

福田委員は所用により欠席されます。

署名委員に和泉委員を指名いたします。

記録者に上田教育政策室主幹を指名いたします。

本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

市川泉教育政策室参事

本日の傍聴席の設置可能数は 10 席でございます。現在の傍聴希望者は 1 名でございます。

原田勝教育長

それでは、本日の傍聴は 10 名まで許可したいと思います、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は 10 名まで許可します。

—傍聴者入場—

原田勝教育長

それでは、議事日程に従いまして、日程第 1 議案第 34 号「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会への諮問について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中西多恵子指導室参事・指導主事

日程第 1 議案第 34 号「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会への諮問について」を御説明申し上げます。

本市の小学校において平成 30 年 10 月に認知したいじめ事案について、令和元年 7 月 4 日の臨時教育委員会会議において、吹田市いじめに係る重大事態調査委員会への諮問及びその諮問内容について承認されていますが、被害児童保護者の新たな要望に応えるため、諮問内容を追加し、諮問するものです。

諮問内容の追加は、既に承認されている 3 点に加え、次の 1 点です。

「いじめの事案について」、本市の小学校において、平成 30 年 10 月に認知したいじめ事案について、更なる専門的な調査研修を行った上、その調査結果を答申すること。

以上、追加する 1 点の諮問内容について御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

谷口学教育長職務代理者

今回、重大事態調査委員会への諮問内容の追加として提案されました、「いじめの事実関係について」ですが、7 月 4 日の臨時教育委員会会議では、調査対象となっていなかったことについて、当日「保護者が了承されているのか」ということを確認させていただきましたら、そのようにお答えいただいたというふうに思っているんですけども、「被害児童保護者の了承をいただいている」というお答えは間違いなかったのでしょうか。

中西多恵子指導室参事・指導主事

7 月にお答えさせていただいたように、「いじめの事実関係について」が、

調査対象となっていないことについて、それまでも相談はございましたが、他の諮問内容に関連して調査内容とする扱いで、7月4日以前のやりとりにおいては、被害児童保護者の了承はいただいております。

その後、調査委員の選定等の手続きに入るなか、改めて被害児童保護者から、「いじめに関する事実関係の調査を十全に行うよう求める要望」があり、その御要望に応えるため、諮問内容を追加し、諮問することにいたしました。

和泉慎次委員

諮問を追加することで、調査時期あるいはまた調査委員の委嘱などには、影響はないのでしょうか。

中西多恵子指導室参事・指導主事

7月4日の承認を受け、職能団体に対して委員の推薦依頼を行い、各団体からはすでに御推薦をいただいております。

諮問内容の追加を御承認いただきました後、速やかに職能団体との調整を図り、できる限り早期に調査が開始されるよう尽力してまいります。

安達友基子委員

諮問内容の追加に伴いまして、調査委員の専門職種が変更になることはありますか。

中西多恵子指導室参事・指導主事

現在、委員の委嘱を予定している専門職種は、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士、学識経験者としての大学教授ですが、諮問内容の追加に伴う、専門職種の変更はないと考えております。

和田光代委員

調査期間はどれくらいになる見通しですか。

中西多恵子指導室参事・指導主事

調査につきましては、調査委員に委ねることとなりますが、事務局といたしましては、解決に向けて調査が速やかに行えるよう、迅速な対応に努めてまいります。

原田勝教育長
全委員

他に、御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第34号「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会への諮問について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第2 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について 議案第35号「吹田市立佐竹台小学校校舎及び吹田市立佐竹台留守家庭児童育成室増築工事（建築工事）請負契約の締結について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

曾我明史教育政策室主幹

日程第2 議案第35号「吹田市立佐竹台小学校校舎及び吹田市立佐竹台留守家庭児童育成室増築工事（建築工事）請負契約の締結について」を御説明申し上げます。

吹田市立佐竹台小学校校舎及び吹田市立佐竹台留守家庭児童育成室増築工事（建築工事）につきましては、制限付一般競争入札の実施により、本年8月1日に請負業者が決定しましたことから、請負契約を締結しようとするもので、その概要を御説明申し上げます。

議案書の5ページを御覧いただきますようお願いいたします。

工事の概要でございますが、児童数の増加により普通教室及び留守家庭児童育成室の不足が見込まれております佐竹台小学校において、鉄筋コンクリート造、地上3階・地下1階建て校舎の増築工事を実施しようとするものでございます。

なお、本工事につきましては、増築校舎の建設場所に隣接する既存校舎及び屋内運動場においても解体・増築工事を伴うものでございます。

工期は、令和元年9月市議会定例会議決後から、令和3年3月15日を予定しており、請負金額は699,160,000円、請負者は、岩田地崎・藤原特定建設工事共同企業体でございます。

なお、参考資料といたしまして、議案書8ページから14ページまで、請負事業者であります共同企業体の構成各社の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、15ページから26ページまで、位置図、配置図等、工事の関係図面、27ページは関連工事を含めた工事費用の一覧をお示しいたしておりますので、御参照のうえ、よろしく御審議をいただき、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第35号「吹田市立佐竹台小学校校舎及び吹田市立佐竹台留守家庭児童育成室増築工事（建築工事）請負契約の締結について」を承認します。

次に、議案第36号「吹田市立中央図書館耐震補強及び大規模改修工事（建築工事）請負契約の締結について」及び議案第37号「吹田市立中央図書館耐震補強及び大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について」を一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

議案第36号「吹田市立中央図書館耐震補強及び大規模改修工事（建築工事）請負契約の締結について」及び議案第37号「吹田市立中央図書館耐震補強及び大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について」を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第36号「吹田市立中央図書館耐震補強及び大規模改修工事（建築工事）請負契約の締結について」御説明申し上げます。

本件は、議会の議決を得ようとしている契約でございます。

まず初めに、本案に係る経緯につきまして、御説明申し上げます。

中央図書館は昭和46年の建築後47年が経過し、平成29年度に実施しました耐震診断の結果、震度6強から7程度の地震時に倒壊または崩壊の危険性が高いことが判明しました。

それまで移設新設、現地建替え、大規模修理等検討を重ねてきましたが、耐震診断の結果も含めて公共施設最適化推進委員会において、耐震補強を含む必要な改修を行い、施設の継続使用を行う方向性となったものです。

当初、令和元年7月市議会定例会において、吹田市立中央図書館耐震補強及び大規模改修工事（建築工事）、（機械設備工事）請負契約についての提案を予定しておりましたが、5月7日の工事入札公告に対し（機械設備工事）の参加表明がなく、（建築工事）、（機械設備工事）とも入札が成立しなかったため提案を見送りました。

あらためて、6月28日に公告、8月1日に入札を行った結果、落札され

原田勝教育長
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長

長八七代中央図書館長

ましたので、吹田市立中央図書館耐震補強及び大規模改修工事（建築工事）、（機械設備工事）請負契約について令和元年9月市議会において提案するものです。

本案に係ります予算につきましては、平成31年2月市議会におきまして、令和元年度から令和2年度までの債務負担行為を御可決いただきました。

次に工事の概要等につきまして御説明申し上げます。

31ページを御覧ください。

吹田市立中央図書館の建築構造は鉄筋コンクリート造、地上4階、延べ床面積は3,488㎡で、耐震補強工事、屋上防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、内装改修工事及び昇降機設備改修工事を実施しようとするものでございます。

請負金額は384,670,000円、請負者は森繁建設株式会社でございます。

工事場所は吹田市出口町18番9号でございます。

工期は令和元年9月市議会議決後から令和2年10月14日までを予定しております。

33ページから46ページに、工事概要、請負者の営業の沿革、工事経歴書、財務諸表、図面などを添付いたしております。

次に、議案第37号「吹田市立中央図書館耐震補強及び大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について」御説明申し上げます。

本件は、議会の議決を得ようとしている契約でございます。

本案に係る経緯につきましては、議案第36号で御説明申し上げました通りでございます。

本案に係ります予算につきましては、平成31年2月市議会におきまして、令和元年度から令和2年度までの債務負担行為を御可決いただきました。

工事の概要等について御説明申し上げます。

47ページを御覧ください。

吹田市立中央図書館の建築構造は鉄筋コンクリート造、地上4階、延べ床面積は3,488㎡で、衛生器具設備工事、給水設備工事、排水設備工事、空調設備工事、消火設備工事、換気設備工事、自動制御設備工事及び撤去工事を実施しようとするものでございます。

請負金額は159,797,000円、請負者は株式会社関根水道工業所でございます。

工事場所は吹田市出口町18番9号でございます。

工期は令和元年9月市議会議決後から令和2年10月14日までを予定しております。

49ページから59ページに、工事概要、請負者の営業の沿革、工事経歴書、財務諸表、図面などを添付いたしております。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただきまして、議案のとおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

全委員

原田勝教育長

異議なし。

異議なしと認め、議案第36号「吹田市立中央図書館耐震補強及び大規模改修工事（建築工事）請負契約の締結について」及び議案第37号「吹田市立中央図書館耐震補強及び大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について」を承認します。

原田勝教育長

次に、議案第38号「施設の管理の瑕疵による事故に係る損害賠償額の決定について」を議案とします。

事務局の説明を求めます。

坂原元一文化財保護課長

議案第38号「施設の管理の瑕疵による事故に係る損害賠償額の決定について」御説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から意見を求められた、令和元年9月議会に提案される損害賠償額の決定にかかる議案につきまして、御承認をお願いするものでございます。

議案書の61ページ及び63ページをお願いいたします。

このような御提案をさせていただくことになりましたことを、誠に申し訳なく存じております。

本件事故による損害賠償額は1,138,000円で、損害賠償の相手方は東京都千代田区丸の内内に所在する東京海上日動火災保険株式会社でございます。

旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）は、昨年6月の大阪府北部地震により、屋根瓦に破損等の被害を受け、応急処置は行っていましたが、本件事故の当日までに修繕が間に合わず、屋根瓦を飛散させてしまったことにつきまして、本市に施設管理上の瑕疵があるものでございます。

事故の概要につきましては、議案書64ページを御覧いただきたいと存じます。

本件事故は、昨年9月4日午後2時ごろ、台風21号による強風のため、旧中西家住宅の屋根瓦が飛散し、同施設東側の吹田市岸部中4丁目13番15号の共同住宅の駐車場に駐車していた、個人所有の普通乗用車に当たり、同車が損傷したものでございます。

損害賠償の相手方は、被害を受けた普通乗用車の所有者に保険契約に基づき保険金を給付したことにより、当該所有者が有する本市に対する損害賠償請求権を、給付した保険金の額の範囲内で代位取得したものでございます。

示談の内容といたしましては、本市が本件事故により被害者に発生した損害賠償額1,188,000円のうち、被害者に支払い済みの50,000円を除く1,138,000円を代位請求者である相手方に対し支払うものでございます。

事故後の対策等といたしましては、平成30年9月7日から平成31年3月22日まで災害復旧のための修繕工事を実施し、本年4月1日から旧中西家住宅の公開を再開しております。

なお、この事故によります損害賠償金につきましては、施設賠償責任保険から全額が給付されるものでございます。

文化財建造物の管理につきましては、なお一層の注意を払い、今後このようなことのないよう努めてまいりたいと存じます。

以上、簡単な説明ではございますが、御審議いただき、原案どおり、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

原田勝教育長
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第38号「施設の管理の瑕疵による事故に係る損害賠償額の決定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、議案第39号「令和元年9月吹田市議会定例会提案の令和元年度補正予算案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中村美和教育総務室参事

議案第39号「令和元年9月吹田市議会定例会提案の令和元年度補正予算案について」御説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から意見を求められた、令和元年9月議会に提案される令和元年度補正予算案にかかる議案につきまして、御承認をお願いするものでございます。

議案書の69ページを御覧ください。

債務負担行為補正の追加についてでございますが、学校教育部教育政策室が所管する、豊津第一小学校校舎増築工事に係る実施設計業務につきまして、豊津第一小学校の児童数増加に対応するための増築工事に係る実施設計業務の経費として、お示しのとおり、期間を令和元年度から令和2年度までとしまして、限度額の22,646,000円を計上するものでございます。

以上が、教育に関する事務に係る令和元年度補正予算案の説明でございます。

簡単な説明ではございますが、御審議いただき、原案どおり、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

原田勝教育長
谷口学教育長職務代理者

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

9月定例会において、いじめ対策に関連する補正予算は、計上されていないようですが、新たな取組等はないのですか？

中西多恵子指導室参事・指導主事

現在、7月定例会の補正予算で議会承認をいただいた4点の「いじめ対策」に取り組んでおり、更なる体制の強化やいじめの未然防止に繋がる施策の検討を行っているところでございます。

9月の補正予算は計上しておりませんが、できるだけ早期の実現に向けて、次の補正予算計上を目指し、準備を進めているところでございます。

原田勝教育長
全委員

他に、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第39号「令和元年9月吹田市議会定例会提案の令和元年度補正予算案について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第3 教育長報告を議題とします。

はじめに、「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」です。

事務局の説明を求めます。

教育長報告といたしまして、「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御報告申し上げます。

資料は73ページを御覧ください。

改正の理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準につきましては、児童福祉法の規定により、市町村の条例で定めなければならないこととされており、当該基準のうち、事業に従事する者及びその員数に係る基準については、従うべき基準として、国の省令に従い定めなければならないため、本市におきましても、国の省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と同じ内容により本市条例を制定しております。

この度、省令が本年4月1日付で改正され、放課後児童支援員（指導員）の資格取得のために修了しなければならない研修につきまして、従来の都道府県知事が実施する研修に加えて、指定都市の長が実施する研修によりましても放課後児童支援員の資格取得が可能となりましたので、本市条例におきましても同様の改正を行うとともに、併せて所要の規定整備を行うものでございます。

本条例の施行は、公布の日からといたしております。

また、パブリックコメント手続きにつきましては、吹田市民の意見の提出に関する条例第4条第11号アの規定の意見提出手続を実施することを要しない軽微な変更として、法令等の制定・改廃に伴い、当然必要とされる規定の整理に該当するため、実施しておりません。

議案につきましては、75ページに記載の内容で提案を予定しております。

改正案の内容につきましては、77ページの現行・改正案対照表を御覧いただけますでしょうか。

第3条、職員の基準の第5項の規定におきまして、放課後児童支援員の資格基準を定めておりますが、資格認定研修の実施主体を都道府県知事に加えまして、都道府県知事又は指定都市の長とし、そのいずれかが行う研修を修了したものでなければならない、と改正しております。

また併せまして、本規定は、省令において研修修了予定者も可とする猶予期間が設けられておりますが、その期限の平成32年3月31日を令和2年に修正いたします。

また、同項第5号は、大学において特定の専門課程を修めた卒業者という当該研修の受講資格の一つを定めておりますが、本規定におきましても省令の改正内容に合わせまして、平成31年4月から新たに大学制度の中に位置付けられました専門職大学の前期課程修了者を含む、という文言の追加をいたします。

以上が、吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

原田勝教育長

御意見がないようですので、次に、「令和元年度9月定例会補正予算案について（放課後子ども育成課所管分）」です。

事務局の説明を求めます。

藤井寿興放課後子ども育成課主幹

教育長報告といたしまして、「令和元年度9月定例会補正予算案について（放課後子ども育成課所管分）」を御報告申し上げます。

資料は、78ページの令和元年度9月定例会補正予算案説明書をお願いいたします。

留守家庭児童育成室事業におきましては、全36育成室の3分の1を目途に留守家庭児童育成室の運営業務委託を進めており、残る3か所の委託候補とする育成室を、今後、児童数が増加しても、現在の使用教室や今後確保整備する予定の教室で受入可能と見込まれる等の選定条件のもと、今年度は、東・山手・高野台の3か所の留守家庭児童育成室を選定いたしました。

この3育成室の業務委託につきましては、令和2年4月から委託する事業者を11月に公募し、12月中に事業者選定を行い、来年2月から3月の期間に業務の引継ぎを実施するに当たりまして、必要な予算を補正するものでございます。

歳出予算でございますが、留守家庭児童育成費10,886,000円の増額でございます。

その内訳といたしまして、報酬412,000円は、委託事業者の選定に係る吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会の委員報酬を増額するものでございます。

需用費6,626,000円は、業務委託に際して、施設の補修等を実施するため、修繕料等を増額するものでございます。

委託料1,920,000円は、令和2年度からの委託運営に先立ち、令和元年度中に引継保育を実施するための経費でございます。

備品購入費1,928,000円は、業務委託に際して、必要な備品の整備を行うものでございます。

次に、債務負担行為補正でございますが、追加といたしまして、東、山手、高野台の各留守家庭児童育成室の運営を民間事業者に委託するため、期間を令和元年度から令和4年度までとし、それぞれ上限額を定めて、委託料の債務負担行為の設定を行うものでございます。

御報告は以上でございます。

原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

原田勝教育長

御意見がないようですので、次に、「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会規則の一部改正について」です。

事務局の説明を求めます。

藤井寿興放課後子ども育成課主幹

教育長報告といたしまして、「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会規則の一部改正について」御報告申し上げます。

それでは、資料は、79ページを御覧ください。

改正の理由及び改正内容でございますが、留守家庭児童育成室運営業務を委託する事業者の選定及び委託業務実施状況の評価について審議いたしま

す、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会の審議の客観性及び透明性のより一層の向上を図るため、委員の構成として、吹田市の職員に代えまして教育関係者又は児童福祉関係者を加え、併せて所要の規定整備を行うものでございます。

改正内容の詳細は、80ページの現行・改正案対照表のとおりでございます。

本規則の施行は公布の日からとし、本年7月17日から施行いたしております。

また、パブリックコメント手続きにつきましては、吹田市民の意見の提出に関する条例第4条第7号オ、市の機関、所掌事務など組織について定めるものの適用除外規定に該当するため、実施しておりません。

本年8月21日に開催いたしました、令和元年度第1回選定等委員会におきまして、委託契約最終年度であるため、千里たけみ留守家庭児童育成室の委託業務実施状況の評価を実施いたしました。新たに位置付けました教育関係者又は児童福祉関係者として、吹田市こども会育成協議会の副会長に委嘱させていただきまして、新たな委員会組織により御審議いただき、良好な運営状況であると高く評価いただいたところでございます。

御報告は以上でございます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

御意見がないようですので、これで教育長報告を終わります。

恐れ入りますが、追加議案を2件、提出させて頂きたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

ただ今、追加議案の提出の申入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。

それでは、追加議案につきまして、追加日程第1、追加日程第2とすることといたします。

それでは、議案を配布してください。

－議案書配布－

それでは、追加日程第1 議案第40号「吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

追加日程第1 議案第40号「吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明申し上げます。

本案は、本年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保育認定子どもの給食費に副食の提供に要する費用を含めるなど給食費の内容を変更するとともに、所要の規定整備を行うため、定めるものでございます。

改正案の内容につきましては、現行・改正案対照表により、御説明申し上げます。

4ページの吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則現行・改正案対照表を

原田勝教育長
原田勝教育長
市川泉教育政策室参事

原田勝教育長

全委員
原田勝教育長
原田勝教育長

原田勝教育長

松永智美保育幼稚園室主幹

お願いいたします。

第8条及び第9条につきましては、幼稚園の教育課程に関する事項であることを明確にするための文言の整備を行うものでございます。

第12条につきましては、公立幼稚園型認定こども園において、保育短時間認定を受けた子供が、標準の保育時間帯の延長保育を利用する際、1か月を通して延長保育を認められた場合の延長保育料の額を定めるものでございます。

吹田市立教育・保育施設条例におきまして、これまで、保育標準時間の保育料と保育短時間の保育料との差としておりました保育短時間認定者の延長保育料の上限額の規定につきましては、本年10月施行の幼児教育・保育の無償化により、その差がなくなる児童が出てまいりますことから、これを削除するため、これまで特段規定しておりませんでした、1か月を通して延長保育を認められた場合の延長保育料の額を、保育所、幼保連携型認定こども園と同様に、定めるものでございます。

第13条は、公立幼稚園型認定こども園における給食費の規定でございますが、幼児教育・保育の無償化に合わせ、制度上給食費の取扱いが変更されることに伴いまして、公立幼稚園型認定こども園の保育認定子どもの低所得世帯等以外の給食費について、主食費に加え副食費相当額を含めるとともに、教育認定子供のうち低所得世帯等の副食費相当額を免除することになりますため、これに対応して認定区分、副食費の免除有無、歳児ごとに給食費の額を定め直すものでございます。

最後に、この規則は、本年10月1日から施行することといたしております。

以上が、議案第40号の概要でございます。

よろしく御審議をいただき、原案どおり御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

原田勝教育長
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第40号「吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、追加日程第2 議案第41号「吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

松永智美保育幼稚園室主幹

追加日程第2、議案第41号「吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を御説明申し上げます。

まず、本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項及び吹田市立幼保連携型認定こども園に関し教育委員会の意見を聴取すべき事務を定める規則第2号の規定に基づき、幼保連携型認定こども園に関する規則の改正に際し、内容を御審議いただくものでございます。

次に、本案の内容でございますが、議案第40号と同じく、本年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上の保育認定子どもの給食費に

副食の提供に要する費用を含めるなど、給食費の範囲及び金額を変更するとともに、所要の規定整備を行うため、定めるものでございます。

具体的には、10ページの吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則現行・改正案対照表により、御説明申し上げます。

第6条、第8条及び第9条につきましては、認定こども園の教育課程に関する事項であることを明確にするための文言の整備等を行うものでございます。

第13条につきましては、公立幼保連携型認定こども園における給食費の規定でございますが、議案第40号と同様に、幼児教育・保育の無償化に合わせ、制度上給食費の取扱いが変更されることに対応して、認定区分、副食費の免除有無、歳児ごとに給食費の額を定め直すものでございます。

この規則の施行日は、本年10月1日といたしております。

以上が、議案第41号の概要でございます。

よろしく御審議をいただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第41号「吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を承認します。

それでは、これもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、9月定例教育委員会会議を閉会いたします

原田勝教育長
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長

閉会 午後4時9分